

相続のお手続き

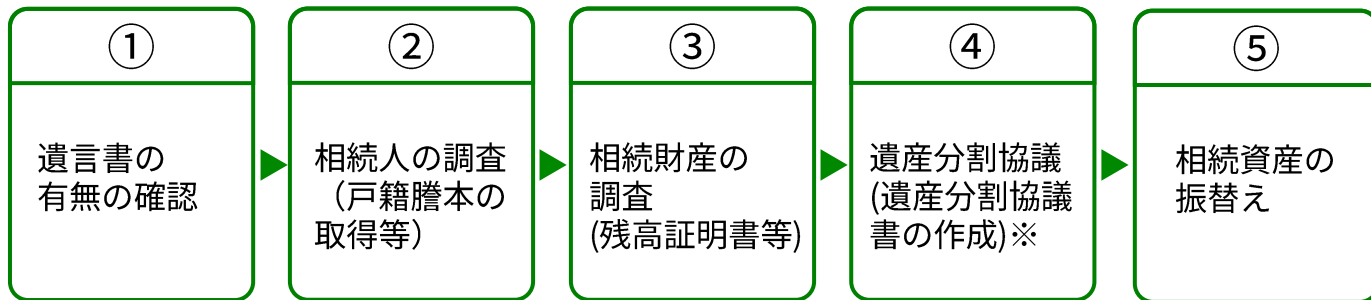
相続のお手続き

岡安証券にお口座をお持ちいただいていたお客様の相続手続きについてご案内します。

相続のお手続きを行うことで、遺された資産を、引き継がれる方（相続人様）の岡安証券の口座へお振替えいたします。

当社営業員は相続診断士の資格を取得していますので安心してご相談ください。

相続手続きの流れ



1. 遺言書の有無の確認

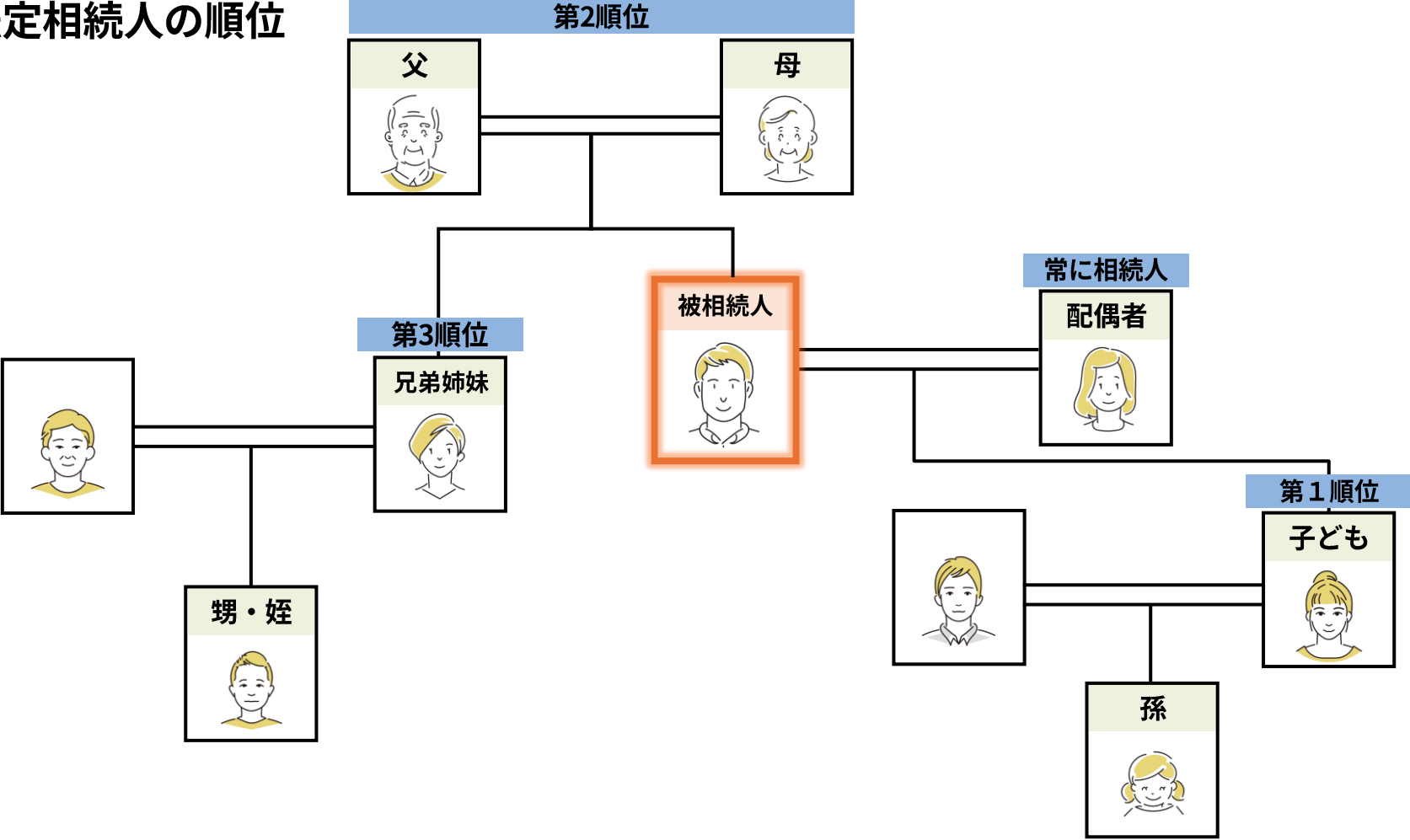
生前、被相続人様により作成された遺言書の有無を確認します。遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い、法定相続分を参考に話し合います。

（注）遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無の確認が必要です。

2. 相続人の調査（戸籍謄本の取得等）

相続では、民法により相続財産を承継する相続人「法定相続人」が定められています。法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。

法定相続人の順位



3. 相続財産の調査

誰がどれだけ相続するのか、まずは相続財産を調査して被相続人様の資産がどれだけあるのかを調査して把握することが必要です。

当社での相続手続は、被相続人様の当社でお預かりしています株券等の有価証券とお預り金（お預り証券等）が対象となります。

4. 遺産分割協議

相続人と相続財産の調査が完了した後に、遺言書がなかった場合は相続財産（遺産）の分け方を相続人全員で協議する必要があります。

相続人の中に未成年や認知症、行方不明の方がいる場合には、家庭裁判所での必要な手続を経る必要があります。分け方が決まった後は、その内容を書面（遺産分割協議書）として残すことが出来ます。

※相続人の代表者が一切の相続処理を行う場合は、当社では相続に関する念書と相続人同意書を提出いただくことで相続手続を進めます。

5. 相続資産の振替え

遺産分割協議書または相続に関する念書及び相続人同意書の内容のとおり被相続人様のお預かり証券等を当社の相続人様口座へ振替えします。

当社で取引口座を開設されていない相続人様には口座を開設いただく必要があります。

ご参考：[相続手続きについて.pdf](#)

| 相続に関するQ&A

❶ 相続するには私（相続人）の口座は必要ですか？

岡安証券の口座を開設してください。

相続をされる場合は、相続を受けるための相続人の口座が必要です。その口座に被相続人の預り証券等を振替えます。口座を開設されていない場合は、当社の「総合取引申込書」を提出し口座を開設してください。

❷ 父が亡くなりました。父は岡安証券に口座を持っているのですが何をすればよいのでしょうか？

まずは亡くなられたお客様のお取引店にお申し出ください。担当者より相続手続きについてご説明させていただきます。

❸ 特定口座を開設していた父が亡くなりました。相続によりその特定口座の株式等を受け取りますが、私の特定口座に振替えることができますか？

振替えることができます。亡くなられたお父様の特定口座が開設されているお取引店に所定の書類を提出いただいて、振替えの依頼をしてください。